

東京都環境確保条例

2013/5/31現在

大規模事業所に対する

「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」

関係資料

【第2計画期間】の主な事項等

- 本資料の内容につきましては、対象事業所の皆様から寄せられたご質問や新たな決定事項などを踏まえ、順次、更新してまいります。
- 更新した資料は、多くの皆様にご利用いただけるよう東京都環境局のホームページで公表してまいります。
(東京都環境局ホームページ : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)



目 次

1 第2計画期間から新たに適用する事項等について

- (1) 総量削減義務の履行手段【第1期の関係資料3(19)に変更点を加筆】
- (2) 削減義務率 ①削減義務率の考え方
- (3) 削減義務率 ②第2計画期間の削減義務率
- (4) 削減義務率 ③中小企業等への対応
- (5) 削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所
- (6) 削減義務率 ⑤新たに削減義務対象となる事業所の取扱い
- (7) 削減義務率 ⑥優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)
- (8) CO₂排出係数の見直し ①全体
- (9) CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算
- (10) CO₂排出係数の見直し ③バンキングされた超過削減量等の取扱い
- (11) 第2計画期間の基準排出量の取扱い
(排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)
- (12) 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入
- (13) 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入
- (14) 「高効率コジェネの取扱い」 ①全体
- (15) 「高効率コジェネの取扱い」 ②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入
- (16) 今後の主なスケジュール(予定)

2 制度運用に関するその他のお知らせ

- (1) 制度運用に関するその他のお知らせ

- (2) 推進体制の整備【第1期の関係資料3(51)に変更点を加筆】
- (3) 特定温室効果ガス排出量算定から除外できる範囲
- (4) 排出標準原単位の改定 ～細分化及び新たな用途区分設定～
- (5) 主な義務と義務違反時の措置 【第1期の関係資料3(43)に変更点を加筆】
- (6) 特定計量器の取扱い ～燃料等使用量の実測による把握～
- (7) 削減対策の推進に向けて

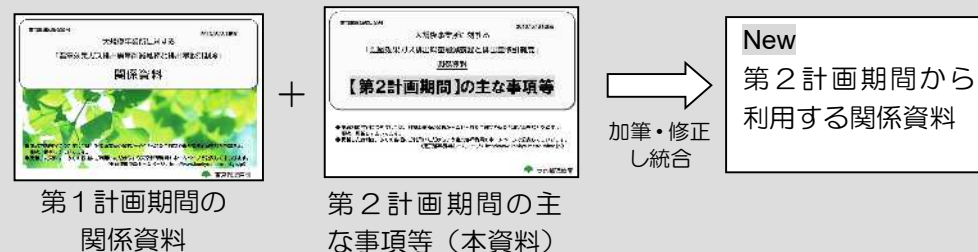
3 御質問等をお寄せいただく場合の方法等について

- (1) これまでにいただいた主な御質問等について
- (2) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等【第1期の関係資料6(1)】
- (3) 制度に対する御質問の回答集について

4 中小企業等、電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に関するアンケートのお願い

*****関係資料について*****

関係資料は、第1期のものに、第2計画期間の主な事項等(本資料)を加えて、第2計画期間から利用する関係資料を作成予定(2014年度公表)



1 第2計画期間から新たに適用する事項等について

- (1) 総量削減義務の履行手段【第1期の関係資料3(19)に変更点を加筆】
- (2) 削減義務率 ①削減義務率の考え方
- (3) 削減義務率 ②第2計画期間の削減義務率
- (4) 削減義務率 ③中小企業等への対応
- (5) 削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所
- (6) 削減義務率 ⑤新たに削減義務対象となる事業所の取扱い
- (7) 削減義務率 ⑥優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)
- (8) CO₂排出係数の見直し ①全体
- (9) CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算
- (10) CO₂排出係数の見直し ③バンキングされた超過削減量等の取扱い
- (11) 第2計画期間の基準排出量の取扱い
(排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)
- (12) 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入
- (13) 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入
- (14) 「高効率コジェネの取扱い」 ①全体
- (15) 「高効率コジェネの取扱い」 ②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入
- (16) 今後の主なスケジュール(予定)

1 (1) 総量削減義務の履行手段

【第2計画期間】

■第2計画期間の削減義務率（2015～2019年度の平均）

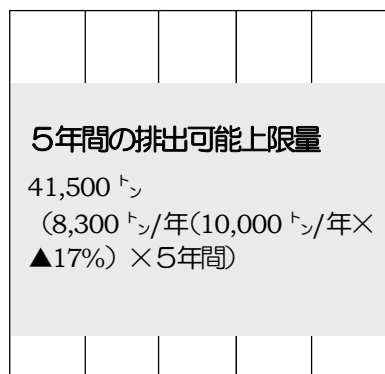
区分		基準排出量※比	
		第1計画期間 (2010～2014年度)	第2計画期間 (2015～2019年度)
I-1	オフィスビル等と地中冷暖房施設（「区分I-2」に該当するものを除く）	8%	17%
I-2	オフィスビル等のうち地中冷暖房等を多く利用している事業所	6%	15%
II	区分I-1、I-2以外の事業所（工場等）	6%	15%

※原則：2002～2007年度までのいずれか連続する3か年度平均値。第2計画期間のCO₂排出係数の見直しに伴い、基準排出量も、見直し後の排出係数を用いて再計算

〔総量削減義務履行の状態〕

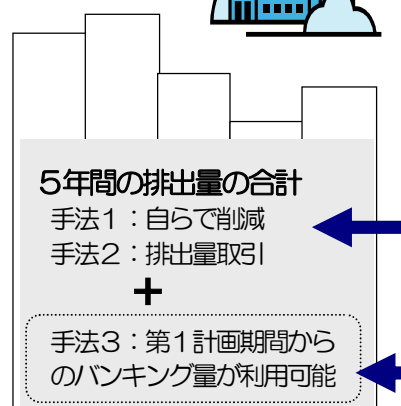
（例）第2計画期間の削減義務率が17%の事業所の場合

- 基準排出量：10,000トン/年（第2期の排出係数で再計算後の値）
（2002-2007年度のうち、いずれか連続する3か年度値で設定）
- 第2計画期間の削減義務率：17%



（削減計画期間：5年間）

削減義務履行



2015 2016 2017 2018 2019 年度

1. 自らで削減

○高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など（「燃料・熱・電気の使用量」を削減する対策）

その他ガス削減量（「水の使用量」や「下水の排水量」の削減に伴う「CO₂以外の温室効果ガス」の削減量（削減義務に利用できるのは削減した量の1/2まで）も利用可能

○「低炭素電力・熱の選択の仕組み」

新設

事業所の「低炭素電力・熱の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した電力・熱の供給事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

2. 排出量取引

①超過削減量

他の削減義務対象事業所が、削減義務量を超えて削減した量（基準排出量の1/2を超えない範囲のものに限る。）

②都内中小クレジット（都内削減量）

都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量

③再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）

再生可能エネルギーの環境価値（太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1000kW以下）については、1.5倍換算）

④都外クレジット（都外削減量）

都外大規模事業所の省エネ対策による削減量（削減義務に利用できるのは、削減義務量の1/3まで）

⑤埼玉連携クレジット（その他削減量）

埼玉県目標設定型排出量取引制度により創出された埼玉県の超過削減量及び県内中小クレジット

3. 第1計画期間からのバンキング量

第1計画期間の超過削減量やクレジットを、第2計画期間の削減義務に利用することができます。（第3計画期間へのバンキングはできない。）

1 (2) 削減義務率 ①削減義務率の考え方

【第2計画期間】

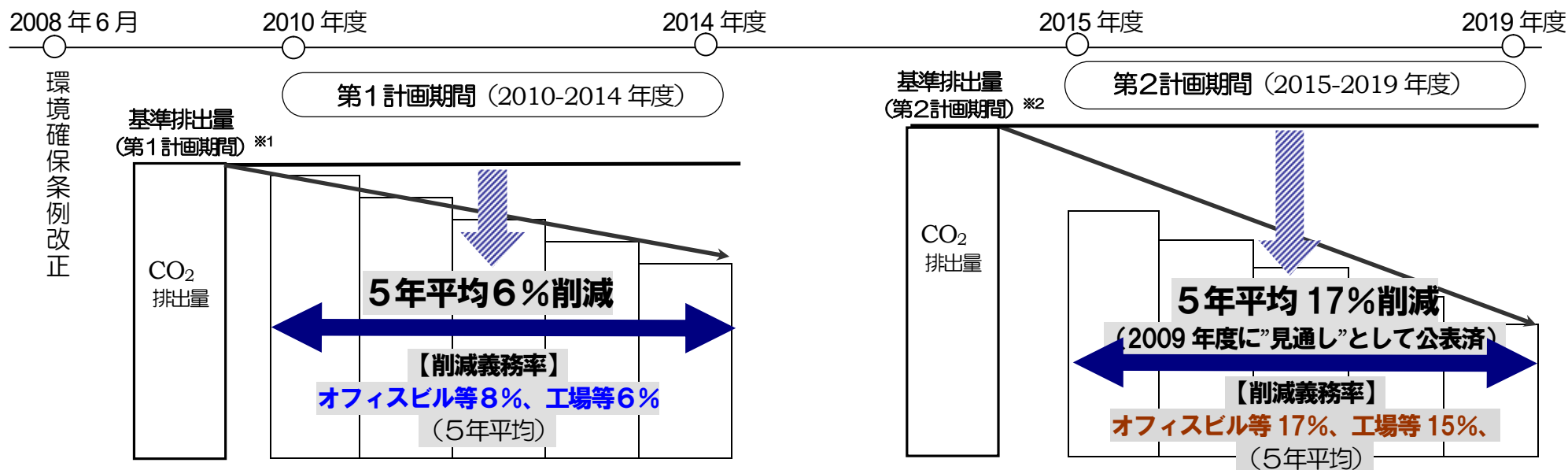
- 東京都の総量削減目標「2020年までに、2000年比25%削減」（「10年後の東京」及び「環境基本計画」）
- 「2020年までに、2000年比25%削減」に必要な業務産業部門の削減率は17%
 - 第1計画期間（2010-2014年度）は、「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付け、8%又は6%の削減義務
 - 第2計画期間（2015-2019年度）は、「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置付け、17%又は15%の削減義務

東京都は、2006年12月、「10年後の東京」において、「2020年までに2000年比で25%削減」というCO₂削減目標を設定しました。この目標は、

- ① 危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること、
- ② 膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO₂削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと、
- ③ 先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること、

という認識に立ち、東京は世界の大都市に先駆けて、低炭素型の都市モデルを実現していくことを目指し、設定したものです。

2013年1月に策定した『「2020年の東京」へのアクションプログラム2013』においても、プログラムのひとつとして、「2020年までに2000年比25%のCO₂排出削減を目標に、カーボンマイナス施策を東京全体で展開している。」ことを掲げています。



※1：原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値

（第1期の電気の排出係数は2005-2007年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値で設定（計画期間中は固定））

※2：第1計画期間同様の算定方法。ただし、第2計画期間の排出係数（2014年度中に都庁規定）で再計算（第2計画期間の電気の排出係数は2011、2012年度の都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値で設定（計画期間中は固定））

1 (3) 削減義務率 ②第2計画期間の削減義務率

【第2計画期間】

- 第2計画期間（2015～2019年度）の削減義務率：17%又は15%（基準排出量比）
- 「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮を実施
- 優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）と認められたときは、削減義務率を1/2又は3/4に緩和

●第2計画期間の削減義務率（2015～2019年度の平均）

区分		基準排出量*比	
		（参考）第1計画期間 （2010～2014年度）	第2計画期間 （2010～2014年度）
I-1	オフィスビル等 ^{※1} と地域冷暖房施設 （「区分I-2」に該当するものを除く）	8%	17%
I-2	オフィスビル等 ^{※1} のうち 地域冷暖房等を多く利用している ^{※2} 事業所	6%	15%
II	区分I-1、I-2以外の事業所 （工場等 ^{※3} ）	6%	15%

※1 オフィスビル、官公庁舎、商業施設、宿泊施設等

※2 事務所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

◆適用される削減義務率の考え方

該当する区分の削減義務率に対し、まず、電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に該当する場合は「Step1：4%又は2%を減ずる。」を実施し、次に、トップレベル事業所に該当する場合は「Step2：1/2又は3/4を乗ずる。」を実施した値が当該事業所の削減義務率となる。

手順	事項	既存の事業所	新たに削減義務対象となる事業所
—	区分	17%又は15%	8%又は6%
Step1	電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所	4%又は2%を減ずる。	—
Step2	トップレベル事業所	1/2又は3/4を乗ずる。	

（例）区分I-1、電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所（都制度での削減義務率緩和の程度は2%）に該当、かつ、準トップレベルに該当する事業所の削減義務率は、

$$\left(\frac{17\%}{1} - 2\% \right) \times \frac{3}{4} = 11.25\%$$

区分I-1	Step1 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所（都制度での削減義務率緩和の程度は2%）に該当	Step2 準トップレベルに該当
-------	---	------------------

●「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮

① 中小企業等への対応

中小企業等（中小企業基本法に定める中小企業者（大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。）、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等）が1/2以上を所有する大規模事業所に削減義務対象外（ただし、新たに中小企業等として計画書の提出・公表が必要）

② 電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件を満たす施設・設備等（一部^{※4}を除く）が主な用途^{※5}である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減義務率を緩和（4%又は2%減少）

（例）4%緩和：医療施設、社会福祉施設等

2%緩和：冷凍冷蔵倉庫、航空保安施設等

※4：電気事業法第27条の使用制限の緩和措置として削減率10%の要件を満たす施設・設備等、削減率5%の要件を満たす施設・設備等のうちの都施設、緩和対象時間帯が限定される施設・設備等及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由である施設・設備等

※5：主な用途とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。

③ 第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所

第2計画期間から新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象事業所）となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率（8%又は6%）を適用。このほか、第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象になった事業所は、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間に適用される削減義務率を適用」することとする。（第2計画期間の残りの期間（特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用）

●トップレベル事業所について

「地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所」として、都が定める認定基準^{※6}に適合すると認められたときは、当該事業所に適用する削減義務率を1/2又は3/4に緩和
 （※6：認定基準は、2013年度中に改定）

詳細は本資料
1(4)

詳細は本資料
1(5)

詳細は本資料
1(6)

詳細は本資料
1(7)

1 (4) 削減義務率 ③中小企業等への対応 ～「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮①～【第2計画期間】

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
- ただし、これまでと同様に、地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要
- 既存事業所であって第2計画期間初年度（2015年度）に中小企業等に該当する場合の手続きは、2016年度に実施予定

■ 中小企業等の定義

削減義務対象外となる中小企業等とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する事業者（毎年度末時点の状況で判断）

① 中小企業基本法に定める中小企業者

中小企業基本法に定める中小企業者は、業種ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である者をいう。（業種は日本標準産業分類第10回改訂版による。）

業種	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

ただし、次のアからオまでの場合を除く。

- ア 持株会社であり、その子会社が小企業であるとき等
- イ 1つの大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が1/2以上出資等
- ウ 複数の大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が2/3以上出資等
- エ 1つの大企業又はアに該当する企業の役員又は職員が、役員総数の1/2以上兼務
- オ その他、大企業等が経営を実質的に支配すると知事が認める場合

- ② 中小企業団体の組織に関する法律に定める 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ③ 中小企業等協同組合法に定める 事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合
- ④ 商店街振興組合法に定める 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に定める 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
- ⑥ 個人

■ 1/2以上所有の判断

※注意：届出による削減義務者にかかわらず、所有者で判断

中小企業等が所有する部分のエネルギー使用量が特定計量器で計測されている場合は、当該部分の当該年度の原油換算エネルギー使用量が1/2以上を判断。エネルギー使用量が特定計量器で計測されていない場合は、当該年度の中小企業等の建物所有割合で1/2以上を判断。

※該当する場合は、その事業所全体が削減義務対象外となる。

● 地球温暖化対策計画書の提出・公表等

これまでと同様に、毎年度11月末までに、地球温暖化対策計画書の提出・公表が必要（ただし、検証は不要）。都による公表も、これまで同様に実施
なお、削減義務率は設定されないものの、大規模CO₂排出事業所として、第2計画期間17%削減に向けて取り組むものとする。

中小企業等が1/2以上所有する事業所に入居する特定テナント等は、これまで同様に、特定テナント等計画書の提出が必要

● 手続

	第1計画期間	第2計画期間	
	… 2014	2015	2016
既存事業所		「中小企業等が1/2以上所有」に該当 ★◎計画書提出	◎廃止等届出→■指定取消 ◎新たに中小企業等として計画書提出
新たに指定地球温暖化対策事業所になる事業所	「中小企業等が1/2以上所有」に該当	◎中小企業等としての計画書提出	◎中小企業等としての計画書提出

総量削減義務対象外になる。
(適用は2015年度から)

凡例：◎事業所 ■都 ★検証

◆既存事業所について

既存事業所であって、2015年度の状況が「中小企業等1/2以上所有に該当」した場合は、2016年度に「廃止等届出」を都に提出。都は、内容確認後に「指定取消」を通知。この通知により、当該事業所は、「総量削減義務対象外」となる。
なお、総量削減義務対象外の適用は、2015年度に遡って適用される。

*2015年度は、第1計画期間の排出量の報告として2014年度までと同様の計画書の提出が必要

1 (5) 削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所

【第2計画期間】

～「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮②～

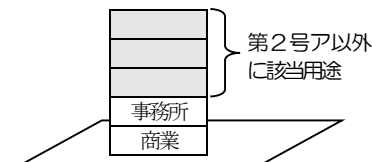
- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、17%又は15%の削減義務率が適用される事務所のうち、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件を満たす施設・設備等（一部除く）が主な用途である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減義務率を緩和

■緩和措置（削減率0%又は5%）の要件を満たす施設・設備等

電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所			都制度の緩和
告示番号	項目又は詳細説明（抜粋）	削減率	
第1号	ア 医療施設 医薬品製造販売業（製造業） 医薬品卸売販売業 医療機器製造販売業（製造業） 社会福祉施設等	削減率0%	▲4%
	イ 病院と医学、歯学等の学部や研究所等が主要な施設として一体として立地するもの		
第2号	ア 情報処理システムに係る需要設備 クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備	変動率10%未満 →削減率0% 変動率10%以上15%未満 →削減率5%	▲4% ▲2%
第1号	エ 水道、下水道、揚水機場（都施設を除く。）	削減率5%	▲2%
	キ 産業廃棄物処理施設		
第2号	エ 一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業、定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫		
	オ 中央・地方卸売市場（都施設を除く。）		
	カ 航空保安施設		
	キ 空港ターミナルビル		
	ク 港湾運送等に係る需要設備		

■「主な用途」の判断について

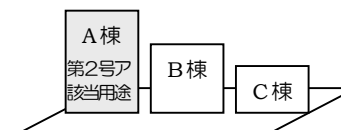
「主な用途」とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。
＜第2号ア以外の場合＞



- 用途ごとの排出量が把握できていなければその量で1/2以上を判断
- 用途ごとの排出量が把握できていなければ、当該用途床面積で1/2以上を判断
- 建物が複数の場合も同様

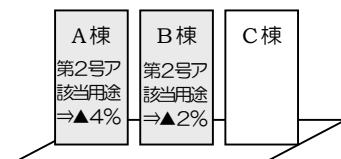
＜第2号アの場合＞（需要の変動率の確認が必要のため、受電単位で「主な用途」を判断）

例①：緩和措置に該当する建物が1棟存在する場合（受電単位が建物ごとの例）



- 緩和措置に該当する建物の排出量が1/2以上かどうかで判断

例②：緩和措置に該当する建物が2棟以上存在する場合（受電単位が建物ごとの例）



- 緩和措置に該当する1棟の排出量が1/2以上であればその緩和を適用（左図例：A棟の排出量が1/2以上であれば、都制度の緩和は▲4%）
- 緩和措置に該当する2棟以上あわせると排出量が1/2以上であれば、都制度の緩和は▲2%
（左図例：排出量がA棟30%、B棟30%、C棟40%の場合、緩和措置に該当するAB棟あわせると排出量が1/2以上なので、都制度の緩和は▲2%）

■ 手続について

（国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請の有無にかかわらず次のとおり。）

削減義務率の緩和対象であるかの確認は、第2計画期間の状況で判断

例えば、第2計画期間初年度の2015年度に、「削減義務率の緩和対象となる施設・設備等」が「主な用途」に該当した場合は、翌2016年度に、該当した状況の根拠書類等を計画書に添付※1し都に提出

＜イメージ＞	第1計画期間		第2計画期間				
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
年度							
事項	ガイドライン改正 ■ 新ガイドライン説明会		「電気事業法の緩和対象施設が主な用途」に該当	具体的な手続は ①計画書に添付し、提出 2013年度発効	以降、毎年度同様		

※1 添付書類等について

「削減義務率の緩和対象となる施設・設備等」や「主な用途」の具体的な確認方法は、電気事業法第27条使用制限緩和の際の添付書類等を参考に検討し、2013年度末に決定（算定ガイドラインに記載予定）（2014年度説明会で説明予定）。

（参考）電気事業法第27条使用制限緩和の際の添付書類は次に記載

<http://www.metigo.jp/earthquake/shiyosaien/pdf/kanwai110601-03.pdf>

（例）医療施設の場合

医療法に基づく許可書の写し（医療法第8条による開設の場合は届出書の写し）

ただし、許可書（届出書）がない場合は保健医療機関指定通知書の写し

※許可書（届出書）、保健医療機関指定通知書の両方を紛失した場合等には、開設届が受理されていることを所管の保健所長が証明する書類

1 (6) 削減義務率 ⑤新たに削減義務対象となる事業所の取扱い

【第2計画期間】

～「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮③～

- 「より大幅な削減を定着・展開する第2計画期間」の特別の配慮として、第2計画期間に新たに削減義務対象となる事業所の削減義務率は、8%又は6%
- 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所は、削減義務対象になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用（第2計画期間の残りの期間（削減義務対象になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用）

■ 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）となる事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間と同等の削減義務率を適用
 - ・ 区分Ⅰー1：基準排出量比8%削減
 - ・ 区分Ⅰー2、区分Ⅱ：基準排出量比6%削減

■ 第1計画期間に限る措置 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所（削減義務対象）になった事業所の取扱い

- ✓ 第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所については、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、第1計画期間の削減義務率を適用」することとする。
- ✓ 第2計画期間の残りの期間（特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降）は、第2計画期間の削減義務率を適用

<イメージ>

期間	第1計画期間					第2計画期間				
年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
既存事業所	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
第1計画期間途中から削減義務対象の事業所	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%	17又は15%
	指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%	17又は15%
		指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	17又は15%
第2計画期間に新たに削減義務対象の事業所			指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
				指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%	8又は6%
					指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%	8又は6%
						指定	指定	指定	8又は6%	8又は6%
							指定	指定	指定	8又は6%

※表中「指定」とあるのは、削減義務はまだかかっていないものの、指定地球温暖化対策事業所になっていることを示す。

1 (7) 削減義務率⑥ 優良特定地球温暖化対策事業所(トップレベル事業所)

【第2計画期間】

- 「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所(優良事業所)」として認定基準に適合すると知事が認めたときは、当該事業所の削減義務率を、地球温暖化対策の推進の程度に応じて軽減する。

1. 削減義務率の緩和(緩和の程度)

認定レベル	義務率の緩和の程度
地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所 (トップレベル事業所)	削減義務率を1/2に緩和
地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所 (準トップレベル事業所)	削減義務率を3/4に緩和

(例1) 第2計画期間の削減義務率が17%の事業所の場合※

トップレベル事業所	削減義務率8.5%
準トップレベル事業所	削減義務率12.75%

※電気事業法第27条
の使用制限の緩和対象
事業所でない場合の例

(例2) 第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所で、削減義務率が8%の事業所の場合

トップレベル事業所	削減義務率4%
準トップレベル事業所	削減義務率6%

2. トップレベルの認定効果の適用期間

- 認定された年度が属する計画期間終了年度まで義務率が緩和される。
(ただし、基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで)
- 第1計画期間に認定された事業所に限り、認定後5年間義務率が緩和される。
(ただし、認定レベルの変更又は区分の変更などにより再認定された場合は、当初認定後5年間のみ義務率が緩和される。なお、基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度までとする。)

(例)

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
		●	→	→			●	→	→
		認定	第1計画期間認定に限り5年間認定継続				認定継続の場合は再申請が必要		
				都から通知※			●	→	→
						認定	第2計画期間中、認定継続		

※2011年度以降にトップレベル認定を受けた事業所に対し、改めて都から認定期間の変更について通知を行う。

3. 認定基準の見直し

- 省エネルギー技術の進展に合わせ、認定基準の見直しを2段階で行う。

①2015年度から適用する認定基準の見直し ~2013年度中に策定

- 認定基準の強化、地域冷暖房施設の総合効率や照明照度など定着してきた評価指標の追加
- 建物用途によっては実施しにくい評価項目について、用途毎に緩和を行う。
⇒ 病院では外気導入量を絞ることができないエリアがある。外気導入量を絞る対策の導入率が低くても、評価点が取れるよう見直しを行う、など。

(イメージ)

【現状】CO₂濃度による外気量制御が空調用外気量の95%以上で「評価点1」
⇒ 病院では95%よりも低い導入率で「評価点1」となるような見直しを行う。
※対象項目、用途、値等は未定です。

- 評価項目の配点の細分化を行う。
⇒ 省エネ効果が大きい対策については、部分点がとれるよう、配点の細分化を行う。

(イメージ)

程度	80%以上	80%未満	⇒	95%以上	95%~70%	70%~30%	30%~5%	5%未満
評価点	1.0	0	見直し	1.0	0.8	0.5	0.2	0

※対象項目や値は未定です。

②2017年度から適用する認定基準の見直し ~2013年度中に策定

- 最新のしゅん工物件等を調査し、新たな技術動向を踏まえた認定基準を策定する。
⇒ 熱源機器の評価指標であるCOP(成績係数)の評価値を、最新高効率機器の動向にあわせて見直しを行う、など

4. 手続の簡素化

- 認定後の毎年の基準適合状況報告等の手続の簡素化 ~2013年度から適用
- 認定後の毎年の基準適合状況報告書は、毎年度更新される新たなガイドライン等を適用した状況報告ではなく、「認定時の認定基準、ガイドライン及びツール」を適用した状況報告に変更
- 基準排出量変更があった場合、全てに検証が必要であったが、規模の減少又は設備の増減などのみの場合は検証不要とし、検証が必要な場合も評価書などに変更があった部分のみに限定

1 (8) CO₂排出係数の見直し ①全体

【第2計画期間】

- 需要側からのCO₂削減を、より効果的かつ実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定
(当効排出係数は、計画期間中固定し、年度排出量や基準排出量算定は、当効排出係数を用いて算定)
- 第2計画期間CO₂排出係数の見直し・・・第2計画期間で使用するエネルギー種別ごとの排出係数を都が公表(2014年度)
(例)電気の排出係数：2011及び2012年度の平均値(都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値)で設定
(例)地熱熱供給事業者等から受入の熱の排出係数：電気と同様、2011及び2012年度の平均値(都内の地熱熱供給事業者の平均値)で設定
- 【基準排出量の再計算】これまでの省エネ努力によるCO₂削減効果を適切に反映させるため、基準排出量も、見直し後の排出係数を利用して再計算
- バンキングされた超過削減量等の取扱い・・・バンキングされた超過削減量等の取扱いについても係数変更の影響を反映

【CO₂排出係数の見直し】

(例) 電気の場合

- ✓ CO₂排出係数は、各計画期間開始前に最新のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定(計画期間中は、固定)
- ✓ 第2計画期間のCO₂排出係数は、2014年度に都が公表
- ✓ その他の燃料の排出量算定時に用いる係数、原油換算時に用いる係数については、公表時点(2014年度)で国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用

第1計画期間の排出係数

2005-2007年度の3か年平均

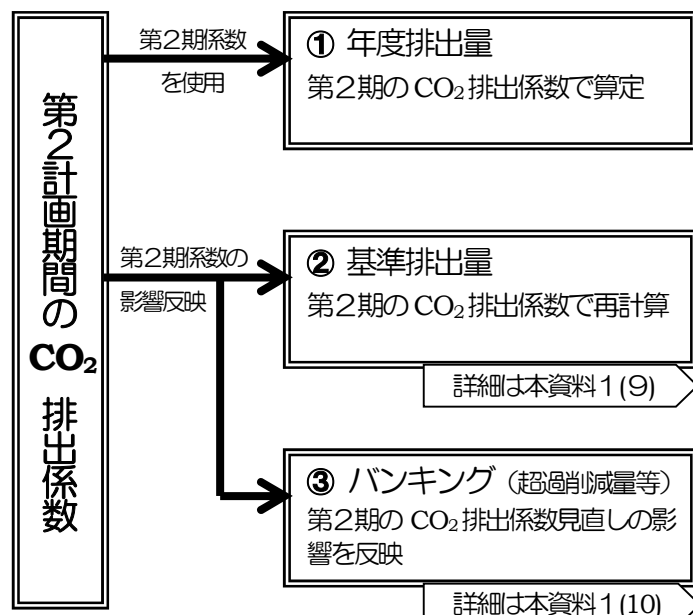
(電気：0.382 t-CO₂/千kWh)

第2計画期間の排出係数

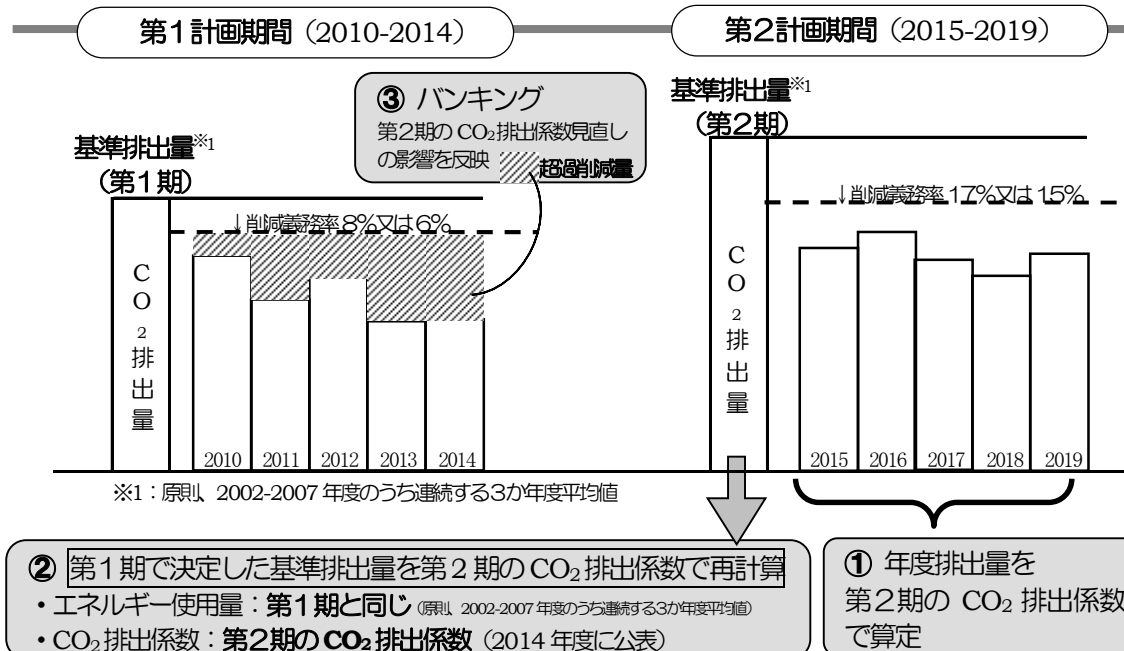
2011-2012年度の2か年平均(2014年度に公表)

(電気：2011年度実績(都内に供給されている電気)は0.460 t-CO₂/千kWh)

【CO₂排出係数の見直しの反映】



【イメージ】



1 (9) CO₂排出係数の見直し ②基準排出量の再計算

【第2計画期間】

■基準排出量の再計算

	(1)「過去の排出実績」 で基準排出量を決定している場合	(2)「排出標準原単位」 で基準排出量を決定している場合
原則	●第1計画期間で決定した基準排出量を、第2計画期間の排出係数を用いて再計算 - エネルギー使用量：第1計画期間と同じ (原則、2002-2007年度のうち連続する3か年度平均値) - CO₂排出係数：第2計画期間の排出係数(2014年度公表) ●再計算(イメージ) 2007年度 2006年度 2005年度 冷水使用量× 第1期の排出係数 0.052tCO₂/GJ 電気使用量× 第1期の排出係数 0.382tCO₂/kWh 合計10,000tCO₂ 3年平均(例) 10,000tCO₂ 【第1期の基準排出量※1】 2007年度 2006年度 2005年度 冷水使用量× 第2期の排出係数 ●●●●tCO₂/GJ 電気使用量× 第2期の排出係数 ●●●●tCO₂/kWh 合計12,200tCO₂ 3年平均(例) 12,200tCO₂ 【第2期の基準排出量】	●都が定める倍率※2(2014年度公表)を乗じて再計算 ※2：都が定める倍率とは、全事業所のCO₂排出係数の見直しによる基準排出量の増加率の平均値 $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} \times \text{都が定める倍率}$
例外	●基準年度と比べ2013年度に電気のシェアが大きくなった場合など、原則の再計算方法では不利に算定されるときは、当該事業所の2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じて再計算することができる。 ●例外の再計算(イメージ) 2005年度 第1期の基準排出量※1 (例) 10,000tCO₂ 2013年度排出量 ①第1期係数で計算 (例) 9,000tCO₂ 2013年度排出量 ②第2期係数で計算 (例) 11,500tCO₂ ＜例外の再計算＞ $\text{第2期の基準排出量} = \text{第1期の基準排出量}^{\ast 1} \times \frac{\text{②第2期係数での2013年度値}}{\text{①第1期係数での2013年度値}}$ = (例) 10,000tCO₂ × $\frac{\text{(例) 11,500}}{\text{(例) 9,000}}$ = (例) 12,777tCO₂	

※1：「第1期の基準排出量」は、基準排出量の変更を行う前の当初基準排出量の値

■第1計画期間中に基準排出量の変更を行った場合の取扱い

第1期の当初基準排出量を再計算し、基準排出量変更に伴う変化率(=第1期の変更後の基準排出量※3÷第1期の当初の基準排出量)を乗ずる。

$$\text{第2期の変更後の基準排出量} = \frac{\text{上表で再計算した第2期の基準排出量}}{\text{第1期の変更後の基準排出量}^{\ast 3} \div \text{第1期の当初の基準排出量}}$$

※3：第1期中に、基準排出量の変更を複数回行った場合は、最後に行った基準排出量変更後の値

■ 手続

2014年度に再計算、2015年度から適用

＜2014年度の予定＞

	◎対象事業所	■東京都
4月		・第2期係数公表
5月		・原則にて再計算
6月		・全事業所へお知らせ
7月		
8月	・原則の再計算か、 例外の再計算のいずれかを選択	
9月	・計画書に添付し 提出(～11月末)	
10月		・内容確認
11月		
12月		
1月		
2月		・第2期の基準排出量決定通知
3月		

●2014年度から削減義務対象の事業所は、基準排出量決定時に、第1計画期間及び第2計画期間の基準排出量ともに決定

●2013年度までに基準排出量変更決定済の事業所には、基準排出量変更を反映したものを2014年度夏までにお知らせ。2014年度以降に基準排出量の変更を行う事業所は、基準排出量変更の手続に合わせてお知らせ。

1 (10) CO₂ 排出係数の見直し ③バンキングされた超過削減量等の取扱い

【第2計画期間】

- バンキングされた超過削減量等の取扱いについても、排出係数の見直しの影響を反映
- 第1計画期間と比較して第2計画期間のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とする。

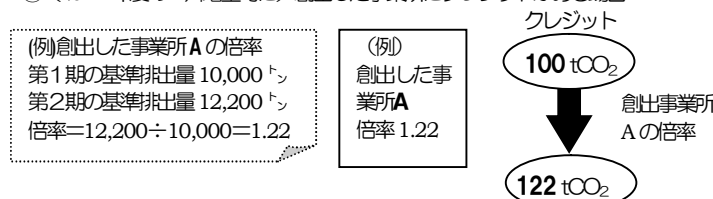
【第1期のバンキング量】×【倍率】＝【第2期で利用できる量】
- 手続：2017年度に一齐に増量（バンキング量に倍率を乗ずる。）（事業所からの増量申請等は不要。事前に改めて周知）

■バンキング量に乘ずる倍率（都規定）

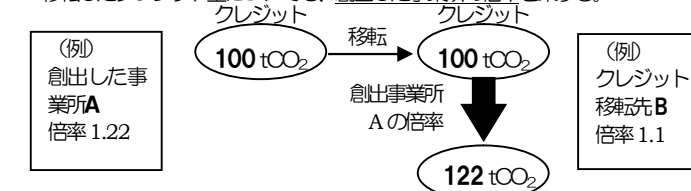
	バンキング量に乘ずる倍率（都規定）
超過削減量	・超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の基準排出量}}{\text{第1期の基準排出量}}$
都外クレジット	・一齐増量の前に移したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。
再エネクレジット	・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の排出係数}}{\text{第1期の排出係数}}$ （例）再エネクレジット（太陽光発電）の場合 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の電気の排出係数}}{\text{第1期の電気の排出係数}}$
その他ガス削減量	・その他ガス削減量のうち、第2期に係数が増加しないものは、増量しない。（例）N₂O、SF₆
都内中小クレジット	・中小規模事業所での手続の簡素化のため一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比）を設定 $\text{倍率} = \frac{\text{第2期の電気の排出係数}}{\text{第1期の電気の排出係数}}$
埼玉連携クレジット	・埼玉県での今後の取扱いを踏まえて検討

＜超過削減量、都外クレジットの増量イメージ＞

①（2017年度の一斉増量時に）創出した事業所にクレジットがある場合



②（2017年度の一斉増量時に）クレジットが移っていた場合
 ⇒移したクレジット量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。



■手続

■2015年度に提出された計画書の内容（2014年度排出量等）確認終了後、都からお知らせ。

計画期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2010～2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
第1計画期間に係る事項	第1計画期間 ◎指定管理口座の開設		整理期間 ★◎計画書提出	義務履行状況を排出量取引システムで確認 義務以上削減の場合は、都へ超過削減量の発行申請 発行された超過削減量は、自動的にバンキング	■バンキングの増量 ※一斉に実施予定 ※都は、事前に改めて周知		
第2計画期間に係る事項	第2計画期間の排出係数の公表	基準排出量の再計算・決定 超過削減量の倍率確定	※第2計画期間の義務履行のために、排出量取引を行う場合は、バンキングの増量があること等を注意して実施				

バンキングされた超過削減量は、創出した事業所ごとの超過削減量の倍率を乗じて増量

1 (11) 第2計画期間の基準排出量の取扱い (排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)

【第2計画期間】

- 「標準的でない年度」の要件は、第1計画期間と同様
- 原則の3か年度から標準的でない年度を最大2か年度まで除き、2か年度平均又は単年度の排出量を基準排出量として選択することができる。
- 第1計画期間に基準排出量を2か年度平均で決定した事業所も、第2計画期間の基準排出量の再計算時には単年度選択で申請することができる。

【過去の排出実績に基づく方法を選択】

連続する3か年度を選択する。*

※地球温暖化の対策の推進の程度が、基準排出量算定における新規事業所の実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドラインに適合する場合に限る。
(第1計画期間と同様)

【標準的でないと知事が特に認める年度がある場合】

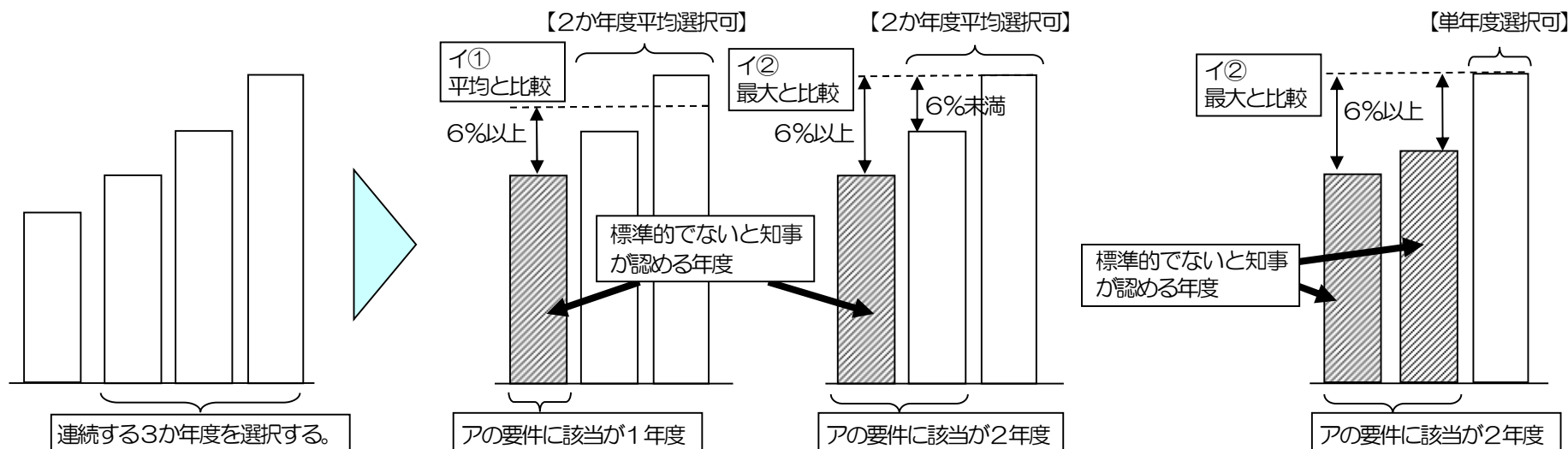
●基準排出量の算定に当たり、特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合とは、次のア及びイの2つの要件のいずれにも該当する年度をいう。

ア 次のいずれかの状況にあること

- ① 改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況
- ② 事業所の活動開始時であって、活動の程度が極端に低い状況 (例：新築ビルやデータセンターの立ち上げ時等)
- ③ 事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況 (基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。)
- ④ 当該年度又は基準排出量の対象年度のうちの後年度に床面積又は設備が増加したことにより、結果的に後年度と比べて排出量が低い水準であった状況
- ⑤ その他これらに類すると知事が認める状況

イ アの①から⑤までの状況にあることを主な原因として、特定温室効果ガス年度排出量が次のいずれかの状態となっていること

- ① アの要件に該当する年度が1年度の場合：アの要件に該当しない2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合：3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと



1 (12) 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入

【第2計画期間】

- 事業所の省エネ努力によるCO₂削減効果を評価するため、事業所のCO₂排出量の算定に当たっては、都が規定したエネルギー種別ごとのCO₂排出係数を、計画期間中、固定して計算することとしている。
(例)どの電気事業者から電気の供給を受けていても、都が設定した電気のCO₂排出係数を使用。係数を毎年変動させることは行わない。
- 第2計画期間では、事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、事業所が選択した電気事業者の排出係数の違いを、一定の範囲で事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

●「低炭素電力の選択の仕組み」(イメージ) ※2013 年度に詳細検討・ガイドライン公表。2015 年度から適用

低炭素電力	次の条件を満たす電気供給事業者 ①CO₂排出係数が0.4^{※1} tCO₂/千kWh 以下、かつ、 ②再生可能エネルギー^{※2}の導入率^{※3}10%以上、又は 低炭素火力(天然ガスコンバインドサイクル等)^{※4}導入率^{※3}40%以上。	 左記電気を利用する事業所 『削減量』として算定し、 事業所の排出量から「減」	※1：LNG火力(複合)の排出係数0.406tCO₂/千kWh(電力中央研究所資料(2010年))を元に閾値として設定(小数第2位を切捨て) ※2：再生可能エネルギーは、太陽光、風力、地熱、水力(3万kW未満)、バイオマス(バイオマス比率95%以上(黒減除く))の導入率で判断 ※3：2011年度に都内に電力を供給している電気事業者の平均的な導入率(再生可能エネルギー導入率7%、低炭素火力導入率35%を四捨五入)を要件として設定 ※4：低炭素火力(天然ガスコンバインドサイクル等)は、排出実績0.4tCO₂/千kWh以下の火力の導入率で判断(廃棄物を含む火力を除く。) ※5：石炭ガス複合発電(IGCC)の排出係数0.710tCO₂/千kWh(クリーンコールパワー研究所資料(2007年))を元に閾値として設定(小数第2位を切捨て)
標準	—	 左記電気を利用する事業所 『削減量』等なし	
高炭素電力	次の条件を満たす電気供給事業者 ①CO₂排出係数が0.7^{※5} tCO₂/千kWh 以上	 左記電気を利用する事業所 『排出量』として算定し、 事業所の排出量を「増」	

●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定・公表されている2年前の電気供給事業者の排出係数等により削減量等を算定
- ✓ 「低炭素電力」又は「高炭素電力」に該当する電気供給事業者は、毎年度、都が公表(東京都エネルギー環境計画書制度における公表値等をもとに)
- ✓ 算定された削減量等は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

＜イメージ＞		第1計画期間		第2計画期間				
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
電気供給事業者	電力供給 2013年度 電気供給事業者 の排出係数等	■エネルギー環境計画書制度にて排出係数公表 ■2013年度の状況が要件に適合する電気事業者を都が公表						
指定地球温暖化対策事業所		低炭素電力の選択	2015年度 受入電力量	★検証→②計画書提出	以降、毎年度同様			

削減量	「2013年度電気供給事業者の排出係数等」及び「2015年度受入電力量」※6をもとに、都規定の方法※7によって「削減量」を算定（一定の利用上限を設定） ※6：年度の途中で電気供給事業者を変更した場合：低炭素電力等要件に該当する電気供給事業者からの受入電力量分のみ削減量を算定 ※7：2013年夏ごろ都ホームページにて算定方法公表
	算定年度排出量

算定年度排出量	「算定年度排出量」＝「燃料等のCO ₂ 」※8－ 削減量
---------	--

※8：全事業所が共通して使用する「第2期の排出係数(標準値)」にて算定した値

【第2計画期間】

- 「低炭素熱の選択の仕組み」(イメージ) ※2013 年度に詳細検討・ガイドライン公表。2015 年度から適用

①「上位」グループ値等の決定
2012 年度に地域エネルギー供給実績報告書(東京都環境確保条例)において提出された熱供給事業者ごとの値(2011 年度実績の確定値)等をもとに決定

②「低炭素熱」に該当する熱供給事業者の判断方法
毎年度、東京都が、地域エネルギー供給実績報告書において提出される熱供給事業者ごとの値をもとに、東京都が「低炭素熱」に該当する熱供給事業者を公表

<イメージ>

※3：全事業所が共通して使用する「第2期の排出係数（標準値）」にて算定した値

1 (14) 高効率コジェネの取扱い ①全体

【第2計画期間】

- 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：第2計画期間における新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない。
- 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」：他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

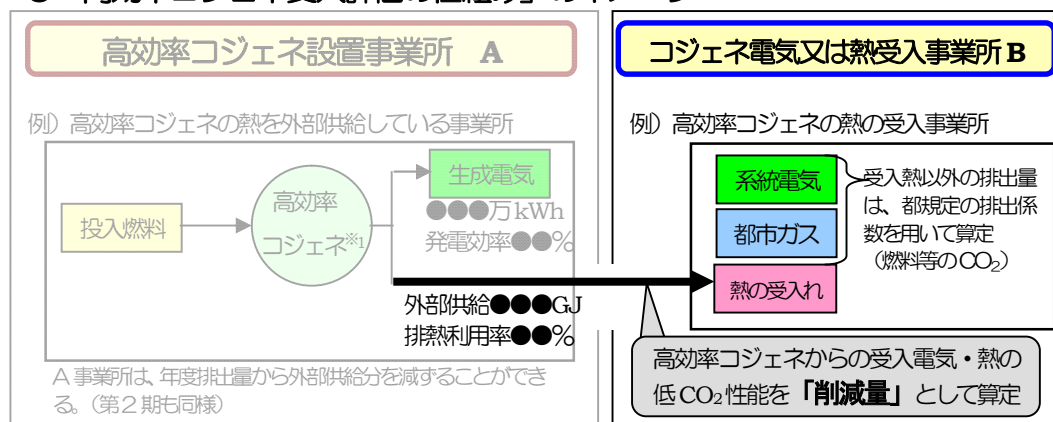
		第1計画期間	第2計画期間
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	●高効率コジェネの要件^{*1}（都規定）に適合すれば、「削減量」を算定（算定年度排出量から「削減量」を減ずる。） Step① 高効率コジェネの要件^{*1}への適合の確認 Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定 Step③^{*2} 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」 ※2：基準年度排出量からも減ずる。	New 第2計画期間の新たな電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない^{*3}。 Step — Step — Step — ※3：算定年度排出量及び基準年度排出量ともに排出量の補正は実施しない。
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	●全てのコジェネに対して、外部供給分のCO₂排出量をマイナスカウント Step — Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定 Step②^{*2} 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」	●第1計画期間と同じ Step — Step① ガイドラインに従い、「外部供給分」算定 Step②^{*2} 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「外部供給分」
受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	Step — Step — Step — ●受入元の別によらず、都規定の排出係数を用いて算定	New 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」 他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入 Step①要件確認 高効率コジェネの要件^{*1}への適合 & 当該コジェネ係数が第2計画期間の排出係数(都規定)未満など Step② ガイドラインに従い、「削減量」算定 Step③ 算定年度排出量＝燃料等のCO₂－「削減量」

※1：高効率コジェネの要件は、「発電効率×2.17＋排熱利用＞87%」であること。

1 (15) 高効率コジェネの取扱い ②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入

【第2計画期間】

●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」のイメージ



●第1計画期間(2010-2014)の手順

受入元の別によらず、他のエネルギー種と同様に、都規定の排出係数を用いて算定

Step

Step

Step

●第2計画期間(2015-2019)の手順

他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入

Step①

「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件確認

Step②

ガイドラインに従い、「削減量」算定

Step③

算定年度排出量 = 「燃料等のCO₂」 - 「削減量」

●「高効率コジェネ受入評価の仕組み」に必要な供給事業者の要件

- ✓ 高効率コジェネの電気又は熱の供給事業者が、次の要件を全て満たした場合に限り、受入側は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」にて算定することができる。
- ✓ ただし、「低炭素電力等の選択の仕組み」の要件に該当する供給事業者として都が公表する供給事業者である場合は「高効率コジェネ受入評価の仕組み」では算定できない。(併用不可)

	「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の要件
電気	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの電気の排出係数が、第2計画期間の電気の排出係数(都規定)未満であること。 ③自営線で指定地球温暖化対策事業所に電力供給していること。 ④全供給電力量の1/2以上が自社コジェネによるものであること。 ⑤高炭素電力でないこと。
熱	①高効率なコジェネ※1であること。 ②当該コジェネの熱の排出係数が、第2計画期間の熱の排出係数(都規定)未満であること。 ③全供給熱量の1/2以上が自社コジェネによるもの※2であること。 ④熱供給が本来業務である場合は、システムOOPが0.80(供給媒質に蒸気が含まれる場合は、0.65)以上であること。

※1 高効率コジェネとは、「発電効率×2.17+排熱利用率>87%」

※2 コジェネ熱をそのまま供給する場合に限る(冷水に変換等して供給する場合を除く。)

●「削減量」及び「算定年度排出量」の算定

- ✓ 事業所における削減義務達成を計画化しやすくするため、排出係数が確定している2年前の当該コジェネの状況を基に、高効率コジェネの要件確認及び削減量を算定
- ✓ 算定された削減量は、計画書に添付する特定温室効果ガス排出量算定報告書に記載し、検証機関による検証を受けた後に、11月末までに東京都に提出する。

期間	第1計画期間		第2計画期間				
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
高効率コジェネ設置事業所 A※3	電気又は熱の供給 2013年度 電気又は熱の排出係数等	→★検証→ ◎計画書提出 ◎要件適合判明			以降、毎年度同様		
コジェネ電気又は熱の受入事業所 B		高効率コジェネの電気又は熱の受入れ	2015年度 受入電力量又は熱量	→★検証→ ◎計画書提出			

※3 高効率コジェネ設置事業所が指定地球温暖化対策事業所の場合

削減量	「2013年度電気又は熱の排出係数等」及び「2015年度受入電力量又は熱量」をもとに、都規定の方法※4によって「削減量」を算定(一定の利用上限を設定)
算定年度排出量	「算定年度排出量」=「燃料等のCO ₂ 」※5 - 「削減量」

※5: 全事業所が共通して使用する「第2期の排出係数(標準値)」にて算定した値

1 (16) 今後の主なスケジュール (予定)

●第2計画期間の開始に向けた、主なスケジュールを下表に示す。(詳細は、各項目ページ参照)

凡例：事業所による提出・申請等の手続きが必要な箇所は◎、都が実施する事項の箇所は■、検証が必要な箇所は★

詳細は 本資料	項目		第1計画期間		第2計画期間				
			…2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
—	全体		■6月説明会 ■4月及び夏に規則改正	■新算定ガイドライン等説明会 ■3月末ガイドライン改正					
1(4)	削減義務率 ③中小企業等への対応	既存事業所			「中小企業等が1/2以上所有」に該当 ★計画書提出◎	◎廃止等届 ■指定取消 新たに中小企業等としての計画書提出◎	同左	同左	同左
		新たに指定地球温暖化対策事業所になる事業所		「中小企業等が1/2以上所有」に該当	→ 中小企業等としての計画書提出◎	同左	同左	同左	同左
1(5)	削減義務率 ④電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所				「電気事業法の緩和対象施設が主な用途」に該当	手続は、2013年度詳細検討 → 計画書に添付し提出◎	同左	同左	同左
1(7)	削減義務率 ⑥トップレベル事業所			■3月末ガイドライン改正 ■新ガイドライン等説明会 ■2011年度以降にトップレベル認定を受けた事業所に対し、都から適用期間の変更を通知	→2015年度から適用する認定基準		→2017年度からの認定基準		
1(8)	CO ₂ 排出係数の見直し ①全体			■第2期排出係数の公表	→第2計画期間の排出係数で算定年度排出量を算定				
1(9)	CO ₂ 排出係数の見直し ②基準排出量の再計算			■再計算のお知らせ ◎計画書提出に合せて再計算方法選択・提出 ■第2期の基準排出量決定通知					
1(10)	CO ₂ 排出係数の見直し ③バンキングされた超過削減量の取扱い				バンキングされた超過削減量の増量の倍率決定)		■事前に再周知 ■一斉にバンキングの増量		
1(11)	第2計画期間の基準排出量の取扱い (排出実績で2か年度又は単年度を選択できる場合)			■お知らせ ◎申請 基準排出量の再計算	第2期の基準排出量決定通知				
1(12) 1(13)	「低炭素電力の選択の仕組み」の導入 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入		電気供給事業者の電気供給又は熱供給事業者の熱供給	低炭素電力等又は低炭素熱の要件に該当する事業者の公表■	低炭素電力等又は低炭素熱の選択 ★計画書に記載し提出◎	同左	同左	同左	
1(15)	高効率コジェネの取扱い ②「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入		高効率コジェネ設置事業者の電気供給又は熱供給	高効率コジェネの要件適合が判明	高効率コジェネの電気又は熱の受入れ ★計画書に記載し提出◎	同左	同左	同左	

2 制度運用に関するその他のお知らせ

- (1) 制度運用に関するその他のお知らせ
- (2) 推進体制の整備【第1期の関係資料3(51)に変更点を加筆】
- (3) 特定温室効果ガス排出量算定から除外できる範囲
- (4) 排出標準原単位の改定 ～細分化及び新たな用途区分設定～
- (5) 主な義務と義務違反時の措置 【第1期の関係資料3(43)に変更点を加筆】
- (6) 特定計量器の取扱い ～燃料等使用量の実測による把握～
- (7) 削減対策の推進に向けて

2 (1) 制度運用に関するその他のお知らせ (その1)

【第1計画期間から実施するもの含む】

	第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
①制度手続等の簡素化	●「自動車の取組状況報告」を廃止 (2013 年度から適用) 地球温暖化対策計画書から、「自動車に関する取組状況の報告様式」を廃止 (自動車点検表の任意提出を求める。) ●管理者等講習会の受講義務 全ての統括管理者等に講習会の受講義務	(同左を継続)
	●トップレベル事業所認定に関する手続の簡素化 ～認定後の毎年の状況報告の簡便化 (2013 年度から適用) ・現在、認定後の毎年の状況報告として、毎年更新される新たなガイドライン及びツールを適用して、毎年、調書・評価書の再作成を行い、都に報告を求めている手続について、2013 年度からは、毎年更新される新たなガイドライン等への適合状況報告ではなく、「認定時のガイドライン及びツールを適用」し、毎年度報告する手続に変更 ・基準排出量変更があった場合、全てに検証が必要であったが、規模の減少又は設備の増減などの場合については検証不要とし、検証が必要な場合も評価書などに変更があった部分のみに限定 ●エネルギー管理の連動性及び隣接又は近接に該当する建物等で使用するエネルギーは、燃料等使用量監視点の要件に該当する場合には全て事業所の CO₂ 排出量として算定	(同左を継続)
		●大学に併設の中学高校など、事業所内に複数の建物を有する場合で、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であり、かつ、CO₂ 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物の CO₂ 排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除くことを認める。
		●排出標準原単位の一部について細分化を行い、新たな用途区分を設定する (飲食、物販、冷凍冷蔵倉庫、教育 (理系)、情報通信 (データセンター))。設定に当たっては、原則、現行と同様に 2005-2007 年度値を活用 ●第2計画期間で活用する排出標準原単位には、排出係数変更による影響を反映
②排出標準原単位の改定	●旧地球温暖化対策計画書制度 (キャップ&トレード制度開始前に運用していた都条例に基づく制度) の対象事業所データ (2005-2007 年度) を基に、都が主な用途区分ごとに排出標準原単位を設定	
③テナント対策の充実	●2011 年夏の節電により深化したテナント事業者の省エネ対策をより一層推進するため、テナント点検表の見直しや、当該データ等の活用で取組を点数化し評価・公表する仕組みの新設を検討 ～2013 年度検討 (試行)、2014 年度導入	(同左を継続)

2 (1) 制度運用に関するその他のお知らせ (その2)

【第1計画期間から実施するもの含む】

	第1計画期間（2010-2014）	第2計画期間（2015-2019）																				
④「生グリーン電力」の取扱いの変更	●2013-2014 年度に適用するルール 託送等により再生可能エネルギーを制度対象事業所に供給した場合で、供給事業者の全体の排出係数が、第1計画期間の電気の排出係数（0.382t-CO₂/千kWh）以下の場合、太陽光等との組み合わせなしに、供給した特定水力の量に応じて再エネクレジットを付与	（「低炭素電力の選択の仕組み」（詳細は本資料1（12））に移行。「生グリーン電力の仕組み」は第2計画期間では実施しない。）																				
⑤履行期限の延長	●取引期間を確保するため、履行期限を「削減義務期間の終了の年度の翌年度末日」から半年延長し、「削減義務期間の終了の年度の翌々年度の9月末日」とする。 履行期限 2016年3月末 (旧) 第1計画期間の履行期限 <table><tr><td>2010 年度</td><td>2011 年度</td><td>2012 年度</td><td>2013 年度</td><td>2014 年度</td><td>2015 年度</td></tr></table> 第1計画期間 整理期間（1年） 履行期限 2016年9月末 (新) 第1計画期間の履行期限 <table><tr><td>2010 年度</td><td>2011 年度</td><td>2012 年度</td><td>2013 年度</td><td>2014 年度</td><td>2015 年度</td><td></td></tr></table> 第1計画期間 整理期間（1年6か月） ●基準排出量の変更等で、削減義務量確定が2016年4月3日以降（削減義務量確定後、2016年9月末まで180日以下）の場合は、「削減義務量確定日から180日を経過した日」を履行期限とする。	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度		（同左を継続） 履行期限 2021年9月末 (新) 第2計画期間の履行期限 <table><tr><td>2015 年度</td><td>2016 年度</td><td>2017 年度</td><td>2018 年度</td><td>2019 年度</td><td>2020 年度</td><td></td></tr></table> 第2計画期間 整理期間（1年6か月） （同左を継続）	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	
2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度																	
2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度																	
2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度																	
⑥特定計量器の取扱い	●燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能 ●緩和措置として、2014年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能	●2015年度（第2計画期間）以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。 ●ただし、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、保守的な算定とする。																				

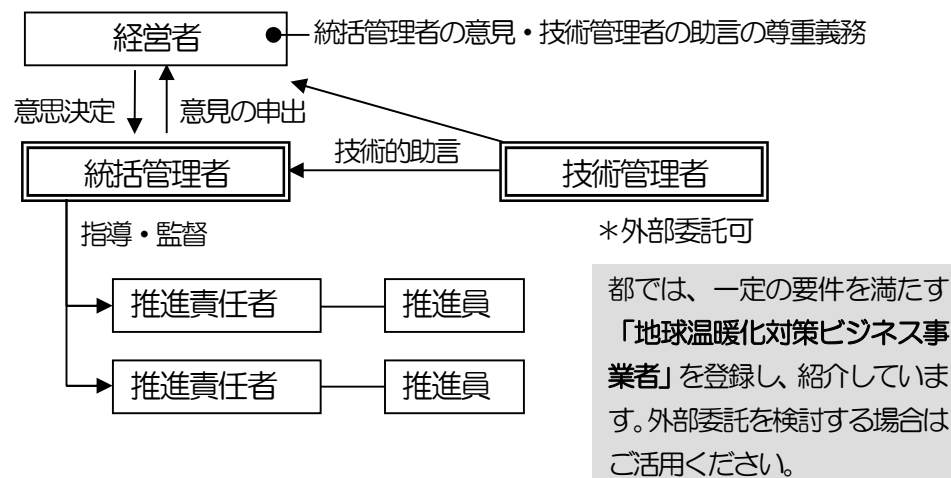
2 (2) 推進体制の整備

～第2期からの変更点：管理者等講習会の受講義務の見直し～

【第2計画期間】

- 事業者は、対象事業所ごとに、次の者を選任しなければならない（選任義務）。
 - ①「統括管理者」（役割）その事業所の対策実施状況を把握し、従業員の指導・監督や経営者への意見申出を行う。
 - ②「技術管理者」（役割）経営者や統括管理者に対し、技術的助言を行う。（外部委託も可能）
 ＊同一の人が複数の事業所の技術管理者になること（兼任）については、5事業所まで
- 事業所の規模に応じて、『推進責任者』及び『推進員』を選任するものとする。

■推進体制



● 「地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度」ホームページ
<http://www.tokyo-co2down.jp/c1-jigyou/j4/>

統括管理者の要件

- ①指定地球温暖化対策事業者の地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ②都の定める講習会を修了すること※

技術管理者の要件

- ①以下に示す資格のいずれかを有すること

エネルギー管理士、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級電気工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、総合技術監理（建設、電気電子、機械、衛生工学、環境））

- ②省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③都の定める講習会を修了すること※

第2計画期間からの変更点

※第2計画期間以降に、新たに指定地球温暖化対策事業所となる事業所において、統括管理者等の経験がない者が統括管理者等になる場合は受講義務
 その他の場合、受講は任意（受講しない場合は、制度についての理解に努めること。）
 （管理者等講習会は毎年度6月及び11月頃開催予定）

2 (3) 特定温室効果ガス排出量算定から除外できる範囲

【第2計画期間】

- 大学に併設の中学高校など、事業所内に複数の建物を有する場合で、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であり、かつ、CO₂ 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物の CO₂ 排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除外*できる（原油換算エネルギー使用量には含める）。

※除外する CO₂ 排出量は、エネルギー使用量の実測又は都が規定する算定方法を用いて算定

- 今後のスケジュール

2013 年度の特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン改正に向けて具体的な要件を検討

2014 年度中頃に申請受付予定

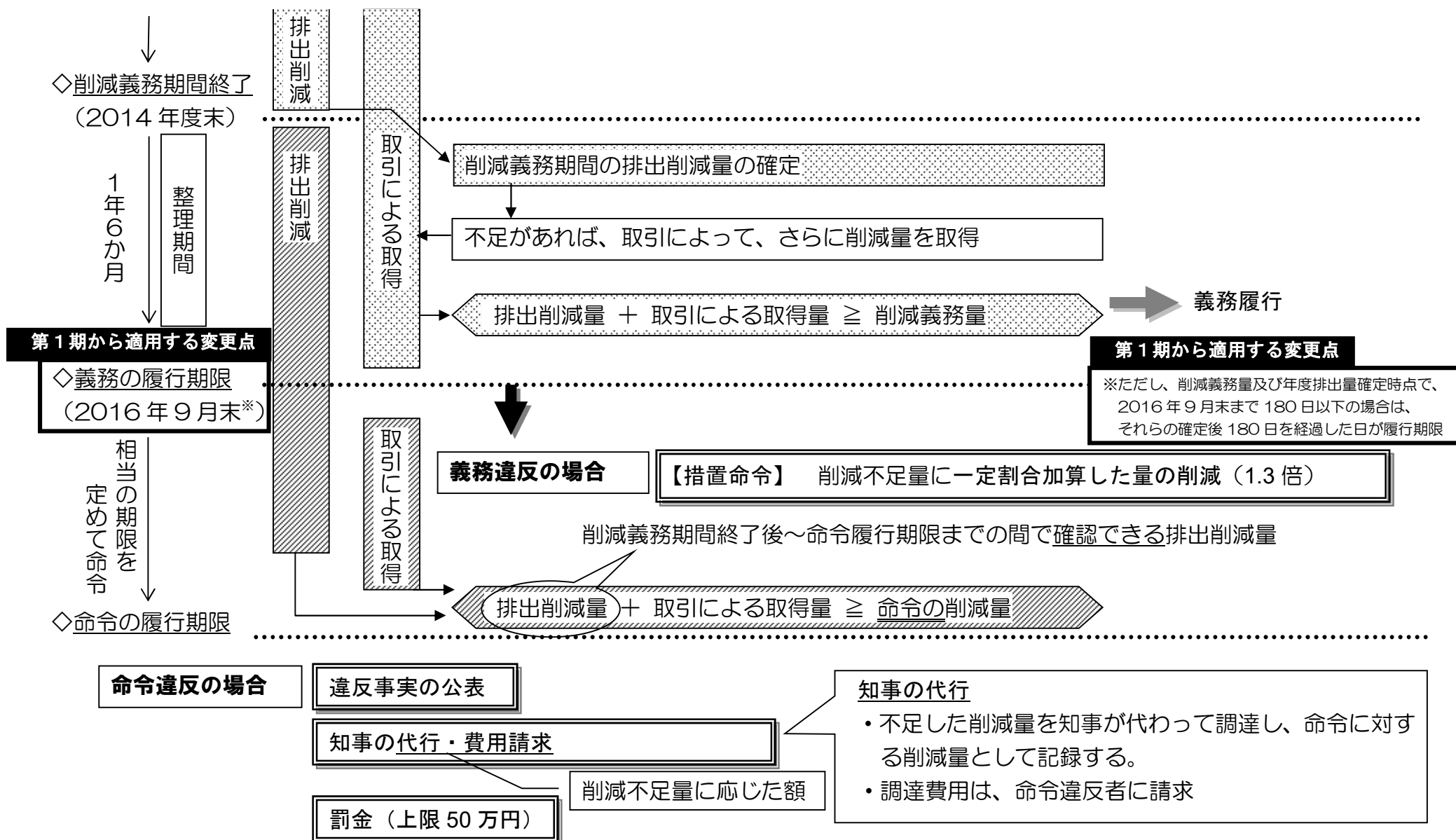
2 (4) 排出標準原単位の改定 ～細分化及び新たな用途区分設定～

【第2計画期間】

- 東京都が定める排出標準原単位とは、当該用途における平均的な単位面積当たりの排出量
 - ✓ 基準排出量の算定や基準排出量の変更の算定に使用
 - ✓ 都の定める原単位は省エネ効率のより良い建物を想定しているため、省エネの目安にも活用
- 第2計画期間においては、第1計画期間の実態等を反映して、より詳細な用途を設定（一部、細分化を行い、新たな用途区分を設定する（飲食、物販、冷凍冷蔵庫、教育（理系）、情報通信（データセンター））
- 第2計画期間で活用する排出標準原単位には、排出係数変更による影響を反映
- 今後のスケジュール
第2計画期間で使用するエネルギー種別ごとの排出係数が確定次第、その値を利用して集計し公表（2014 年度）

2 (5) 主な義務と義務違反時の措置 ～第1期から適用する変更点：義務の履行期限の延長～

- 削減義務未達成に対しては、まず、削減不足量に 1.3 倍加算した量を削減するように命令
- その命令にも違反した場合、違反事実の公表、削減不足量に応じた額の支払義務、罰金（上限 50 万円）



2 (6) 特定計量器の取扱い ～燃料等使用量の実測による把握～

【第2計画期間】

●「第1計画期間の取扱い」(緩和措置)

- ✓ 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能
- ✓ 緩和措置として、2014 年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能
(特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン pp51,52)

●「第2計画期間以降の取扱い」

- ✓ 2015 年度(第2計画期間)以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。
- ✓ ただし、やむを得ず、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、**保守的な算定**とする。
※特定地球温暖化対策事業所になるまでの年度の排出量(基準排出量算定年度の排出量を含む)は、「第1期の取扱い」(緩和措置)を適用

●保守的な算定(5%増又は減での算定)

①算定すべき排出量の場合：実測値×1.05 を燃料等使用量として排出量を算定

【事例】事業所で使用している電力などのエネルギーを特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】実測値が 120,000kWh の場合

$120,000\text{kWh} \times 1.05 = 126,000\text{kWh}$ をその事業所の燃料等使用量とする。

②除外すべき排出量の場合：実測値×0.95 を燃料等使用量として排出量を除外

【事例】住宅用途や他事業所への供給量を特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】住宅用途への電力供給量の実測値が 6,800kWh の場合

$6,800\text{kWh} \times 0.95 = 6,460\text{kWh}$ をその事業所の燃料等使用量から除外する。

- **特定計量器が存在しない計量器である場合**：計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器(例えば、口径 40 ミリメートルより大きな積算熱量計)である場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

●「第1期の取扱い」から「第2期の取扱い」への移行

①2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所になる事業所 第2期からの算定年度排出量において「第2期の取扱い」を行う。

(例) 2013 年度から特定、基準排出量は 2010～2012 年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
指定	指定	指定	特定	特定	特定	特定	特定	特定	特定
「第1期の取扱い」(緩和措置)					「第2期の取扱い」				

②2015 年度以降に特定地球温暖化対策事業所になる事業所

特定地球温暖化対策事業所になる前の算定年度排出量は「第1期の取扱い」(緩和措置)であり、これら年度の平均値で基準排出量を算定する場合も「第1期の取扱い」(緩和措置)にて算定を行う。

(例) 2017 年度から特定、基準排出量は 2014～2016 年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
—	—	—	—	指定	指定	指定	特定	特定	特定
「第1期の取扱い」(緩和措置)					「第2期の取扱い」				

※基準排出量(2014～2016 年度の平均値)も「第1期の取扱い」(緩和措置)

2 (7) 削減対策の推進に向けて

【第2計画期間】

■ 2013年度の説明会等について

	4～9月	10～3月
説明会等	■ 排出量取引セミナー (5月14日) ■ 計画書作成説明会 (5月20、24、28日、6月12日) ■ トップレベル新規説明会 (5月23、30日) ■ 基準排出量変更説明会 (5月27日、6月3日、4日) ■ 管理者等講習会 (6月17日、25日、28日) ■ テナント省エネセミナー (7月2日、5日) ■ 第2計画期間に係る説明会 (6月18日、24日、27日) ■ トップレベル事例発表会 (7月18日)	■ 業種別省エネセミナー (1～2月頃) ■ 取引マッチングセミナー (11～12月頃) ■ 管理者等講習会 (10～11月頃) ■ 計画書作成説明会 (12月頃・新規対象事業所向け)

■ 無料・簡易省エネ診断

都では、対象事業所における削減対策の取組を支援するため、『無料・簡易省エネ診断』を実施しておりますので、是非、ご利用ください。
 実施の時期・方法についてはご相談のうえ、調整いたします。また、省エネ対策でお困りの場合も下記問合せ先までご相談ください。
 <問合せ先>「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口（電話 03-5388-3438、Eメール：keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp）

■ 東京都チャンネル（YouTube）で、制度について説明した動画を公開していますので、是非、ご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/overview.html

項目	時間
大規模事業所における総量削減義務と排出量取引制度（全体概要）	動画（17分52秒）
テナントの省エネ対策について	動画（11分39秒）
都内中小クレジットについて	動画（9分58秒）
排出量取引制度の仕組み	動画（9分20秒）
削減量口座簿について	動画（11分43秒）
総量削減義務と排出量取引システム	動画（7分32秒）

■ 都内事業所における「賢い節電&省エネ対策」事例レポートをご紹介しますので、是非、ご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/setsuden/good_practices/good_practices_2012summer.html

3 御質問等をお寄せいただく場合の方法等について

- (1) これまでにいただいた主な御質問等について
- (2) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等【第1期の関係資料6(1)】
- (3) 制度に対する御質問の回答集について

3 (1) これまでにいただいた主な御質問等について

【第2計画期間】

		Q	A
1. 削減義務率	(1)	第2計画期間の削減義務率17%は、第1計画期間から更に17%ということではなく、第1計画期間の義務率8%に+9%で17%という理解でよいですか？	お考えのとおりです。 区分Ⅰ-1では、第1計画期間の義務率8%に+9%で17% 区分Ⅰ-2、Ⅱでは、第1計画期間の義務率6%に+9%で15%です。
	(2)	都制度では、1事業所ですが、電気事業法第27条では、2事業所であり、緩和の程度が異なっていました。削減義務率の緩和の程度は平均値になりますか？	当該事業所の排出量の1/2以上である用途で判断します。
	(3)	電気事業法第27条の関係で、「主な用途とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう」とありますが、排出量の1/2とは、いつ時点の排出量ですか？	削減義務率の緩和対象であるかの確認は、第2計画期間の状況で判断します。 例えば、第2計画期間初年度の2015年度に、「削減義務率の緩和対象となる施設・設備等」が「主な用途」であった場合は、翌2016年度の11月末までに提出する計画書にその旨を記載し、添付書類を添付のうえ、東京都に提出します。
	(4)	2011年夏、電気事業法第27条使用制限の緩和対象事業所となり得たのに申請をしなかった事業所は、都制度の削減義務率の緩和は適用されないのですか？	国への電気事業法第27条使用制限緩和の申請有無にかかわらず、都制度では、第2計画期間の状況が、電気事業法第27条の使用制限の緩和措置（削減率0%又は5%）の要件に該当する設備・施設等（一部除く）が主な用途である事業所に対し、削減義務率の緩和を行います。
	(5)	削減義務対象外になる中小企業には、医療法人、学校法人、一般財団法人、NPO法人などの会社法の会社以外の法人も含まれますか？	削減義務対象外になる中小企業等とは、中小企業（中小企業基本法に定める中小企業者（大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。）、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等が1/2以上を所有する大規模事業所です。 医療法人、学校法人、一般財団法人、NPO法人などの会社法の会社以外の法人は中小企業基本法に定める中小企業者でないため、削減義務対象外の措置に含まれません。
	(6)	中小企業の定義に、「大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。」とあるが、1/2は1社での場合ですか？	1社での場合です。そのほかにも中小企業基本法に定める中小企業者のうち、次のアからオまでのものを除きます。 ア 持株会社であり、その子会社が小企業であるとき等 イ 1つの大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が1/2以上出資等 ウ 複数の大企業若しくはアに該当する企業又はその役員が2/3以上出資等 エ 1つの大企業又はアに該当する企業の役員又は職員が、役員総数の1/2以上兼務 オ その他、大企業等が経営を実質的に支配すると知事が認める場合
2. 新規事業所の取扱い	(1)	2012年度から削減義務対象になった区分Ⅰ-1の事業所の削減義務率はどうなりますか？	2012年度から削減義務対象になった、区分Ⅰ-1の事業所の場合は次のとおりです。 2012～2016年度：8% 2017～2019年度：17%

	(2)	第1計画期間の途中から削減義務の対象となっている事業所の削減義務期間は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年間ですか？	削減義務期間は、どの事業所も、2010 から 2014 年度までの第1計画期間、2015 から 2019 年度までの第2計画期間です。 つまり、第1計画期間の途中から削減義務の対象となっている事業所についても、削減義務期間は削減義務対象となってから5年間ではなく、2014 年度までの期間と、2015 年度からの5 年間です。
3. 温室効果ガス排出量の算定のための CO ₂ 排出係数	(1)	床面積の増加で基準排出量の変更を行っている場合、CO ₂ 排出係数の変更に伴う基準排出量の再計算はどのように行うのですか。	再計算された基準排出量に、基準排出量変更に伴う変化率（＝変更後基準排出量÷当初基準排出量）を乗じて算定します。
	(2)	第2計画期間の排出係数が変更されますが、基準排出量も同じ排出係数で見直されるので、使用している電気や燃料の使用比率が変わらなければ、義務の率に影響を受けないという理解でよろしいですか？	お考えのとおりです。
	(3)	CO ₂ 排出係数を変更すると、削減義務率 17%というのが、実質は 19%くらいの義務になってしまうのではないですか？	基準排出量も同じ排出係数で見直されるので、使用している電気や燃料の使用比率が変わらなければ、義務の率は影響を受けません。 また、電気や燃料の使用比率が変わっている場合にも、不利にならないように 2013 年度の使用比率を用いて再計算する方法も用意しております。
	(4)	基準排出量の再計算を 2011、2012 年度の平均で行うとありますが、第1計画期間で削減した効果がなくなってしまうのではないですか？	2011、2012 年度の平均値を用いるのは、第2計画期間の電気や熱の排出係数です。 基準排出量の再計算では、エネルギー使用量は、第1計画期間と同じ値（原則、2002-2007 年度のうち連続する3か年度平均値）を用います。乗ずる CO ₂ 排出係数を第2計画期間の排出係数（2011、2012 年度の平均値。2014 年度に公表）に変更して再計算を行うものです。
	(5)	2012 年度にしゅん工した事業所について、2013、2014、2015 年度の3か年度の実績で、基準排出量を決めたいと思っています。 その場合、基準排出量の再計算はどのようにになりますか？	まず、第1計画期間の排出量として計画書等で報告していただく、2013 及び 2014 年度の排出量は、それぞれの年度のエネルギー使用量に、第1計画期間の排出係数を乗じて計算します。そのうえで、第2計画期間の基準排出量を決定する際には、2013 及び 2014 年度のエネルギー使用量に、第2計画期間の排出係数を乗じて計算した年度ごとの排出量を用いて基準排出量を決定することを予定しています。なお、第2計画期間の排出係数で年度ごとの排出量を計算し直す際には、検証は不要です。
4. トップレベル事業所認定	(1)	第2計画期間からの認定基準の変更は、必須項目も変わるのですか？	必須項目も含めて見直しの必要性を検討し、2013 年度中に決定いたします。
	(2)	2019 年度に認定を受けた場合は、そこから5 年間、認定が有効と考えてよいですか？	第1計画期間に限り、第1計画期間の途中で認定を受けた場合の有効期限を5 年に延長しておりますが、原則の有効期間は認定を受けた計画期間中です。よって、2019 年度に認定を受けた場合は、2019 年度の1 年間が有効です。

3 (2) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

〔御協力のお願ひ〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式（質問シート）」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(FAXで送信いただくことも可能です。)

- 皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。

- このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただく場合があります。
御理解・御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【送付先】 東京都 環境局 都市地球環境部 総量削減課

Eメール：**keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp**

FAX：03(5388)1380

■御質問いただく際の 「共通の書式」(質問シート)

下記のシートです。下記アドレスからダウンロードも可能です。御利用ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/question_download.html

「総量削減義務と排出量取引制度」に関する質問 送付シート (E-mail用)

送付先 東京都 環境局 都市地球環境部 総量削減課
E-mail: keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp

- いただいたご質問等への回答は、対象事業所の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、都にお寄せいただくご質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただきます。
- 個別にご回答することはご容赦いただきたく思いますので、ご理解・ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。
- トップレベル事業所に関するご質問は、別途、質問シートを設けておりますので、そちらをご利用ください。

氏名			
事業所名		指定番号 ※	
所属部署 名等			
対象事業所 との関係			
連絡先	電話		
	E-mail		

※対象事業所の場合は、指定番号（都が指定する4けたの数字）を御記入ください。

質問①	区分	

3 (3) 制度に対する御質問の回答集について

【第2計画期間】

● 都へいただいた主なご質問等への回答は、第1計画期間と同様、次のURLにてFAQを掲載いたします。

● http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/answers.html

大規模事業所における対策
総量削減義務と排出量取引制度
対象となる事業所
制度概要
クレジットの創出
排出量取引
トップレベル事業所
制度実績の公表
条例・規則・指針・ガイドライン等
提出書類
各種ツール
説明会一覧
講習会一覧
質問送付シートのダウンロード
よくある質問・回答集
総量削減義務と排出量取引システム

よくある質問・回答集

質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートにより、いただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております。
質問シートは[こちら](#)からダウンロードできます。

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. (1)対象事業所要件 | 10. テナントビルへの対応 |
| ■ (2)事業所の範囲 | 11. 新築ビル |
| 2. 報告対象ガス・削減義務対象ガス | 12. 推進体制 |
| 3. 排出量算定方法 | 13. 検証方法 |
| 4. 削減義務対象者 | 14. 検証機関、検証主任者 |
| 5. 削減計画期間 | 15. 義務違反時の措置 |
| 6. 基準排出量 | 16. 今後のスケジュール |
| 7. 削減義務率 | 17. その他 |
| 8. トップレベル事業所 | |
| 9. (1)排出量取引 | |
| ■ (2)超過削減量 | |
| ■ (3)都内中小クレジット | |
| ■ (4)市町村クレジット | |

この場所に
掲載予定

メールマガジンはこちら →

目的から探す

一般のお客様 ▶

事業者の方 ▶

よくあるご質問から探す ▶

18. 第2計画期間

- (1)削減義務率
- (2)新たに削減義務対象になる事業所の取扱い
- (3)温室効果ガス排出量の算定のためのCO₂排出係数
- (4)トップレベル事業所認定
- (5)「低炭素電力の選択の仕組み」の導入
- (6)「低炭素熱の選択の仕組み」の導入
- (7)高効率コジェネの取扱い
- (8)その他

4 中小企業等、電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に関するアンケート

日頃から、東京都の地球温暖化対策の推進に対して、格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、都は、「温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度の第2計画期間の削減義務率等」を決定し、その中で、「より大幅な削減を定着・展開する期間」である第2計画期間の特別の配慮として、（１）中小企業への対応、（２）電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所への対応を定めたところでございます（詳細は、次のURLを御参照ください）。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/outline2.html

実際の申請手続きについては、2016年度（第2計画期間初年度である2015年度の状況を翌2016年度に申請）であり、本調査の回答に基づき対象を決定するものではありません。申請手続等を円滑に行うために必要な情報として、対象事業所の種類別の件数・状況等を把握するため、下記のとおり、本調査に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 調査事項

- （１）中小企業等に関する調査
- （２）電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に関する調査

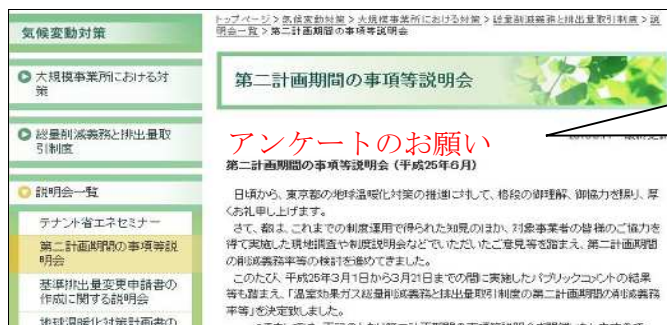
2 回答方法

事務処理の都合上、できる限り（１）の方法で御回答ください。

- （１）次のホームページから回答用紙（Excelファイル）をダウンロードし、回答を入力後、次のメールアドレスまでメールしてください。

●ダウンロードのホームページアドレス

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/meeting/dainikeikaku1306.html



ホームページ上の掲載予定場所

●送付先メールアドレス

S0000728@section.metro.tokyo.jp

※送付時には、件名に貴事業所の指定番号を記載してください。

ファイル名は、変更しないでください。

- （２）本日配布した回答用紙に御記入後、次の番号までFAXください。

FAX番号 03(5388) 1380

3 回答締切

平成25年7月31日（水）

4 問合せ先

環境局 都市地球環境部 総量削減課 岡本・田中

電話 03(5388)3465